

閉園する樟葉南幼稚園跡地施設の運営法人募集要項  
(平成27年10月1日開設分)

待機児童解消及び地域子育て支援の充実のため、「樟葉南幼稚園及び桜丘幼稚園の有効活用に係る実施計画」に基づき、保育所分園（以下「分園」という）及び子育て支援拠点事業を下記のとおり運営していただける法人を募集します。

1. 閉園する幼稚園の名称及び所在地等

名称 枚方市立樟葉南幼稚園（以下「施設」という。）

所在地 枚方市楠葉美咲1丁目25-5

開設 昭和50年4月

面積等 敷地面積1,875㎡、建物面積509（整備後443）㎡、構造（鉄骨造、平屋建）

2. 開設予定時期

平成27年10月1日

3. 公募条件

(1) 定員について

20人以上（1歳児及び2歳児）とする。

(2) 施設の敷地及び建物等について

枚方市は、法人に敷地及び建物、遊具、備品等を契約により無償で貸し付けます。貸付期間は、開設時期から平成32年4月30日までとし、期間満了前に枚方市と協議のうえ、期間を更新することができるものとする。また、締結する契約書へ記載する各種事項については、信義誠実の原則に基づいて履行すること。なお、期間の更新を行わない場合は、貸付期間満了までに、原則、原状に回復して返還すること。

(3) スケジュール（予定）について

平成27年度

月	内容	実施
4月	施設整備※	枚方市
9月	開設準備	運営法人
10月	定員20人の分園として開設	運営法人

**※主な整備内容**

<全体>

- 教育施設（幼稚園）から児童福祉施設（保育所）への用途変更に伴う建築基準法上の改修（排煙設備の設置や防火対策のための内装制限による改修（壁・天井）など）

<保育室>

- トイレドライ化、扉や手洗いの改修
- 1歳児室のみ汚物処理槽の設置など

<地域子育て支援拠点室>

- 流し台・授乳スペースの設置、トイレドライ化改修など
  - <その他>
  - 送迎用の駐車場・駐輪場の設置、多目的室を1室撤去など
- (4) 分園の開設等に係る補助について  
備品等の整備のため開設準備補助金（100万円）と国庫補助を活用して本園から分園への給食運搬に必要となる経費の一部を補助します。
- (5) 施設の維持管理経費について  
水道・下水道、電気・ガス、電話等の各種使用料、その他施設の運営に必要な手続き及び費用については法人負担とします。この募集要項の事業の実施に必要な施設の維持管理、修繕、保険の加入等については、この施設の貸与を受け事業を実施する法人が行うこと。

#### 4. 応募資格及び条件

- (1) 平成26年7月1日現在で、以下の条件を満たしていることとします。
- ①児童福祉法第7条に規定する保育所を枚方市内（北部地域※<参考資料1>で示している地域）において、引き続き10年以上運営している社会福祉法人であること。
  - ②本園で3歳以上児の保育をしていること。
- (2) 保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。
- (3) 法令、通知などを遵守し、法人自らが運営すること。
- (4) 保育制度の改正や社会状況等の変化により、「募集要項」の内容に変更が生じる時は、枚方市と法人で協議の上、変更するものとする。
- (5) 枚方市の保育行政をよく理解し、積極的に協力を行うこと。
- (6) 理事長は、社会福祉事業に熱意と識見を有すること。
- (7) 施設の運営について
- ①分園の定員は20人（1歳児及び2歳児）以上とする。
  - ②分園で保育した児童を、引き続き本園で受け入れること。
  - ③分園の開所時間は午前7時から午後7時以上とすること。
  - ④分園の保育所休所日は日曜日、祝日、年末年始とすること。
  - ⑤独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入など、本園と同様の保険に加入をすること。
  - ⑥施設は、原則として募集要項で求めている用途以外に使用しないこと。
  - ⑦運営については、枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年6月13日枚方市条例第28号）及び関係法令、通知等を遵守すること。
  - ⑧本園と分園において、保育士の年齢構成及び保育経験年数に配慮した配置を検討すること。
  - ⑨本園と分園において、危機管理体制を構築するとともに、責任者の配置など、通常時も含めた安全対策について必要な措置を講じること。
  - ⑩大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」の設置に努めること。
- (8) 保育内容等について
- ①本園と分園における保育内容については、保育所保育指針（平成20年3月28日厚

- 生労働省告示第141号)を基本とし、保育課程、指導計画を作成し、実施すること。  
また、子どもの状況や発達過程を踏まえた創意工夫を行うこと。
- ②障害児保育を実施すること。また、人材確保や研修及び適切な環境整備について検討すること。
  - ③本園と分園の子どもたちの保育を交流して行い、給食の搬出や衛生面の管理など、本園と分園とが協力して一体的な運営を行うこと。
  - ④本園と分園において、食物アレルギー児については、子どもの状況に応じて除去食、代替食などの対応を行うこと。
  - ⑤本園と分園において、健康診断については、内科健診、ぎょう虫検査及び尿検査を年2回、歯科健診を年1回実施すること。
  - ⑥本園と分園において、計画的な職員研修の実施など、積極的に保育の質の向上に努めること。
  - ⑦地域及び関係機関との連携に関する取組を行うこと。
  - ⑧その他、園行事、給食（完全給食の実施）、食育、児童の健康管理等について、法人の考えを示すこと。
- (9) 地域子育て支援拠点事業について  
地域子育て支援拠点事業 委託業務仕様書<参考資料2>に基づき行うこと。
- (10) その他
- ①苦情解決に当たっては、本園と分園において苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置し、苦情に対して適切に対応すること。
  - ②分園の運営に当たっては、保護者及び地域に対して誠意を持って対応すること。
  - ③施設設置申請等の手続きについては法人が行い、費用は法人の負担とする。
  - ④家庭及び地域と連携して保育が展開されるよう配慮すること。

## 5. 保育所運営申込書等の配布

- (1) 配布日時：平成26年8月8日（金）から9月18日（木）まで  
午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く）  
※土、日、祝日は除く。
- (2) 配布場所：枚方市役所子ども青少年部子育て支援室（市役所別館1階）  
※運営申込書等は、市ホームページからダウンロードして入手できます。

## 6. 提出書類

別紙「閉園する樟葉南幼稚園跡地施設の運営に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて」に定める各種書類。

## 7. 説明会の開催及び現地見学会について

本件募集に当たり、説明会等を次のとおり開催します。

◇日 時：平成26年8月21日（木）午前9時30分から

◇場 所：枚方市立樟葉南幼稚園（枚方市楠葉美咲1丁目25-5）（説明会は遊戯室にて実施し、その後、見学会を実施します。）

◇集 合：枚方市役所別館南玄関前に午前9時00分までに集合して下さい。市が用意

する公用車で現地まで案内します。また、直接現地に集合する場合は、午前9時30分までに樟葉南幼稚園に集合してください。なお、現地には、駐車場はありませんので、公共交通機関等を利用してください。

※応募を予定している法人は必ず説明会等に参加してください。参加申し込みは平成26年8月19日（火）午後5時までに、1法人3人以内で参加者氏名を報告してください。

#### 8. 申込受付及び場所

- (1) 受付日時：平成26年9月8日（月）から9月18日（木）まで午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く）
- (2) 受付場所：枚方市役所子ども青少年部子育て支援室（市役所別館1階）
- (3) 項目7.「説明会の開催及び現地見学会」に参加していることが申し込み条件となります。
- (4) 申し込みにあたっては、運営申込書等に必要事項を記入の上、直接ご持参ください（郵送等による申し込みは受け付けません）。
- (5) 提出部数：10部（正本1部、写し9部）  
※上記、受付日時後の申し込みは受け付けません。
- (6) 状況により追加書類を提出していただくことがあります。
- (7) 提出された運営申込書等については、お返ししません。
- (8) 応募に関し必要な費用は、応募法人の負担とします

#### 9. 募集に係る質問等について

◇本件募集に係る質問等がある場合は、別紙「質問書」に記載し、8月29日（金）までに、ファクスまたは電子メールで、ご提出ください。

◇回答については、9月5日（金）までに、枚方市のホームページ上で随時公開します。

ファクス番号 072-841-4319

メールアドレス hoiku@city.hirakata.osaka.jp

#### 10. 選定及び決定等

- (1) 選定は、枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会（以下「選定審査会」という。）において行い、その選定結果を踏まえて、枚方市が決定します。
- (2) 選定は、提出された書類及び応募法人の代表者等によるプレゼンテーションにより行います。プレゼンテーションは15分以内とし、プレゼンテーション後、ヒアリングを行います（プレゼンテーションを含め、おおむね30分程度）。また、その内容については会議録として、後日、公表します。
- (3) 選定は、選定審査会において、別に定める選定基準に基づき採点を行い、最高点となった法人を選定します。
- (4) 応募法人が1法人の場合、選定審査会において採点を行い、別に定める基準点を満たしていることを条件に選定します。
- (5) 選定結果については、書面で通知します。また、法人決定後、市のホームページで公表します。

- (6) 応募締切後、応募された法人名を市のホームページで公表します。
- (7) 本件に係る応募法人からの提出書類について情報公開請求があった場合は、枚方市情報公開条例に基づき公開します。
- (8) 法人選定後、選定された法人の様式8〔提案内容概要書〕については、説明資料として活用します。

#### 11. 運営法人選定までの予定スケジュール

内容	日程
運営申込書等の配布期間	平成26年8月8日(金)～9月18日(木)
説明会の開催及び現地見学会	平成26年8月21日(木)
募集に係る質問受付終了	平成26年8月29日(金)
募集に係る質問回答期限	平成26年9月5日(金)
申込申請受付期間	平成26年9月8日(月)～18日(木)
プレゼンテーション	平成26年9月30日(火)(予定)
運営法人選定結果通知	平成26年10月下旬(予定)

#### 12. 問い合わせ先

枚方市子ども青少年部子育て支援室(総務グループ)

住 所 枚方市大垣内町2丁目1番20号

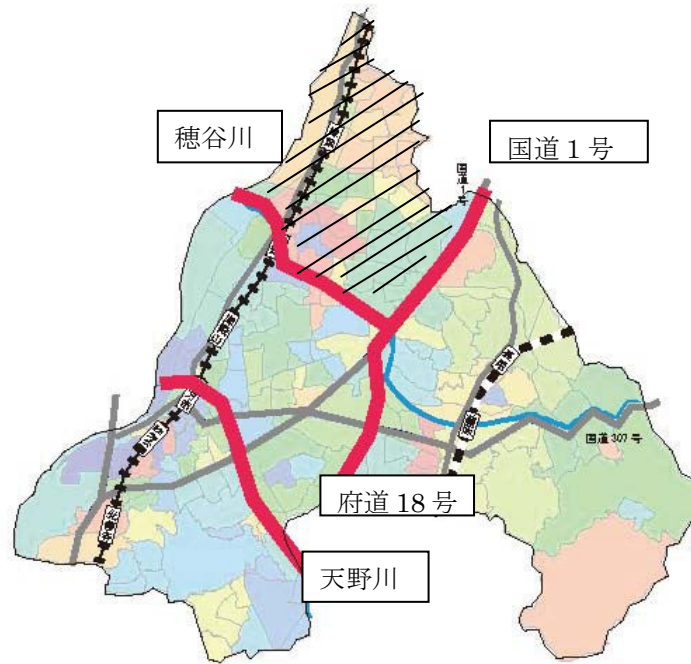
TEL 072-841-1471

FAX 072-841-4319

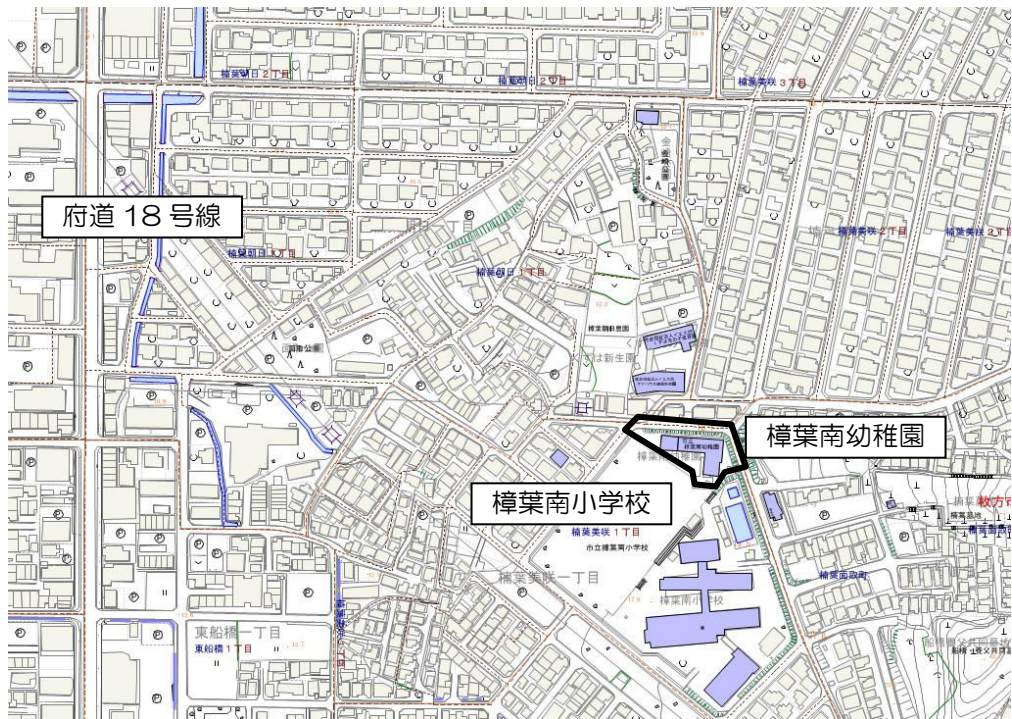
メールアドレス hoiku@city.hirakata.osaka.jp

〈参考資料1〉

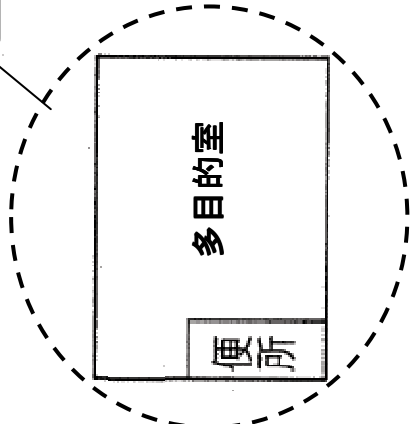
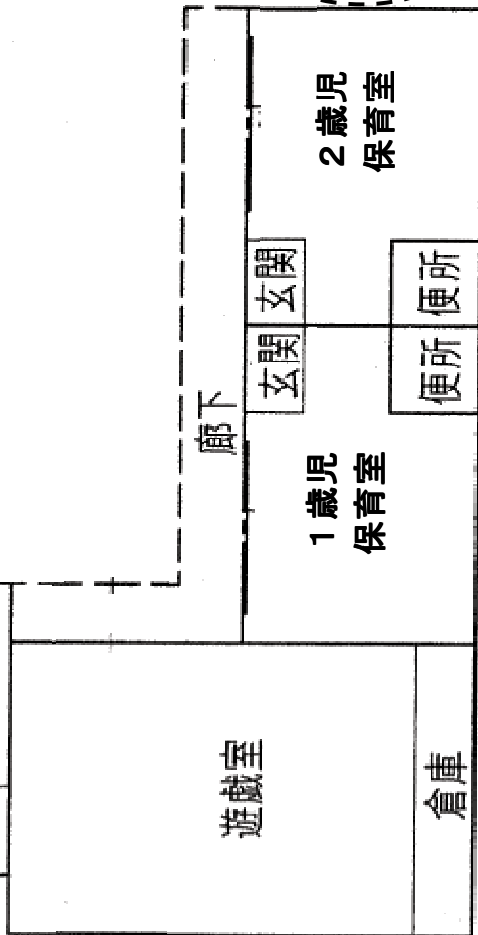
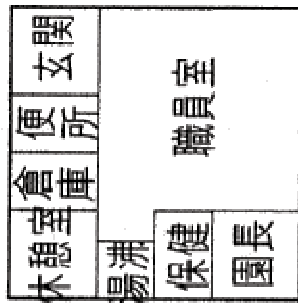
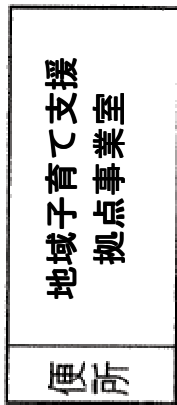
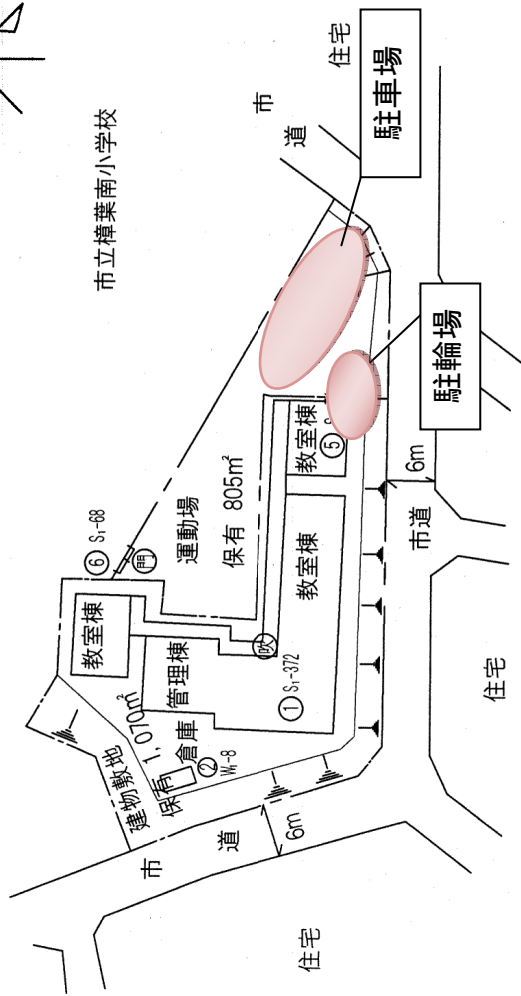
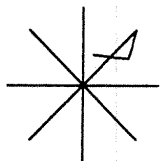
1. 所在する地域（北部地域（下図の網掛けした地域））



2. 位置図



3. 分園 (樟葉南幼稚園)  
(整備予定図)



#### 4. 用地概況

	樟葉南幼稚園
所有者	枚方市
住 所	楠葉美咲1丁目25-5
敷地面積	1,875㎡
用途地域	第一種低層住居専用地域
建ぺい率	50
容積率	100
防火地域	法22条
高度地区	第一種高度地区
賃料等	無償

<参考資料2>

#### 地域子育て支援拠点事業 委託業務仕様書 (一般型・3～4日型)

##### 1 目 的

子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育て・子育てできる環境を整備するため、地域における子育て支援の拠点として、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供を行う。

##### 2 開所日数等

週3日以上、かつ1日5時間以上開所すること。

また、開所時間については、子育て親子の利用しやすい時間帯に十分配慮し、設定すること。

##### 3 職員配置

事業に従事する職員については、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する者を専任で2人以上配置すること。

##### 4 事業内容

以下に掲げる事業について、全て実施すること。

###### (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場を設置し、子育て親子の交流を深



める取組等を実施すること。

(2) 子育て等に関する相談、援助の実施

子育てに不安や悩みなどを持っている子育て親子に対する相談、援助等を実施すること。

(3) 地域の子育て関連情報の提供

子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報の提供をすること。

(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施すること。

(5) 地域子育て支援会議の設置及び運営

地域における子育て支援を推進するため、子育てにかかる関係機関や地域のボランティア等と連携した会議を設置し、地域における子育て支援の推進方針や取組みについて検討すること。

## 5 事業の実施期間、委託料等について

(1) 事業の実施期間

事業の実施期間は、平成27年10月1日から平成32年3月31日までとする。

(2) 委託料

事業の実施に要する費用（以下「委託料」という。）は、国の補助基準額に合わせて支払うものとする。

(3) 委託料の支払等

① 委託料は基本的に年6回に分けて支払うものとする。

② 指定する期日までに、市が定める様式による請求書を提出すること。

③ 前項の規定により請求書の提出があったときは、市は当該提出のあった日から起算して30日以内に、当該請求書に係る委託料の額を支払うこととする。

## 6 秘密の保持

(1) 受託業務従事者からの個人情報の漏洩を防止するため、業務従事者に対して個人情報の保護に関する教育及び指導を行うこと。

## 7 その他

(1) 事業実施状況の報告について

毎月10日までに、市が指定する様式により前月分の事業実施状況を報告すること。

(2) 関係機関等との連携について

事業の実施にあたっては、市や民生委員・児童委員、地域の保育所等との連携を図りながら実施すること。

(3) 仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、市・受託者双方で、必要に応じてその都度協議するものとする。